

大教組定期交渉で前進回答、長年の要求が実現！

病休・介護休等代替臨時教職員の 「学期間雇用」を撤廃へ

大教組「調査部通信」によると、7月15日の大教組本部交渉において、大教組の「病休等、学期間任用の臨時教職員について長期休業中も任用を継続し、学校現場の過度な負担を解消すること」の要求に対し、府教委は、「学校における働き改革をすすめる観点から、長期休業中における代替教員等の措置についても適切に対処していく」と回答しました。

病休・介護休等代替の臨時教職員が長期休業中も任用継続がされるようになりました。

府高教・大教組は、これまで、代替の臨時教職員が長期休業中、任用を切られ、定数が減った状態で学校運営をすることで、他の教職員の業務負担増になっていること、臨時教職員は長期休業中、無収入になり、生活不安になることを交渉で繰り返し追及し、改善を迫ってきました。長期休業中も任用が継続され「学期間雇用」が廃止となることは大きな前進です。

ただし、実習教員の代替に入る非常勤補助員については、対象外になっています。

府高教は今月末の本部交渉において、全ての教職員の長期休業中の任用継続を求めて追及していきます。

＼ みんなの要求、みんなで実現！あなたも府高教へ ／

昨年度実現しました！

- ◆常勤講師の「空白の1日」解消、給料表上限撤廃
- ◆非常勤講師の報酬引き上げ(1コマ2,860円→2,880円へ)

みんなて要求を前進させましょう！

- ◆同一労働同一賃金の実現…常勤講師の給料表「2級」の適用
- ◆非常勤教職員の賃金改善…「月給制」復活、すべての非常勤教職員に一時金(ボーナス)支給